



三交航第 144 号の 2  
平成 30 年 1 月 30 日

各 位

第三管区海上保安本部長

大根 潔



東京湾における入域通報等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、当庁が行っております航行安全業務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 42 号)が平成 30 年 1 月 31 日に施行されることに伴い、指定海域への入域に関する通報制度が新たに設けられます。

これまで当管区におきましては、東京湾における船舶の動静把握のため、長さ 50 メートル以上の船舶等について位置通報をお願いしてきたところですが、今般の法改正に伴い、これまでの位置通報については、平成 30 年 1 月 31 日をもって廃止することから、「東京湾海上交通センターに対する位置通報の励行について」(平成 22 年 6 月 30 日付、三交安第 46 号の 2)については、同日をもって廃止します。

なお、潜水艦なだしおと第一富士丸の衝突事故を契機とした、総トン数 100 トン以上で最大搭載人員が 30 人以上の船舶にかかる通報については、引き続き動静の把握を行う必要から、通報を依頼させていただくことといたしますので、貴傘下関係各位に対しまして、別添のとおり、通報の励行と東京湾海上交通センターとの連絡の保持について周知していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

## 入域通報等について

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 42 号)の施行に伴い、長さ 50 m 以上の船舶への指定海域への入域に関する通報が設けられたところですが、長さ 50 m 未満の船舶で下記事項に該当する船舶にあっても、通報の励行と東京湾海上交通センターとの連絡の保持について、ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 通報を行う船舶

総トン数 100 トン以上であって、最大搭載人員が 30 人以上の船舶(船舶自動識別装置を適切に作動させている船舶を除く。)

#### 2 通報を行う時期

指定海域に入域するとき、又は入域する前。

※入湾時：劔埼洲埼ライン

出港時：各港の著名な物標等付近。周囲に著名な標識がないときは、北緯東経

※通報位置の(例)

- ・〇〇航路・水路出航中、〇〇沖抜錨中、〇〇ブイ通過中、〇〇防波堤通過中などのタイミング
- ・入湾時においては、劔埼灯台と洲埼灯台を結んだ線を通過時に「劔埼洲埼ラインを通過中」

※図 1 指定海域図参照

#### 3 通報の方法及び通報事項

通報は、原則として、VHF 無線電話又は電話により、次の事項を東京湾海上交通センターに通報すること。

- (1) 船名及び呼出符号
- (2) 現在位置
- (3) 行き先

※簡易型自動船舶識別装置搭載船舶については、(3)のみ通報。

#### 4 東京湾海上交通センターとの連絡の保持

VHF 無線電話 (ch16、156.8MHz) を備える船舶は、東京湾海上交通センターから航路の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

図1 指定海域図

